

知れば納得

点検・整備付きの

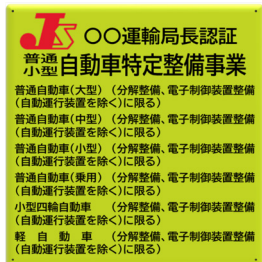
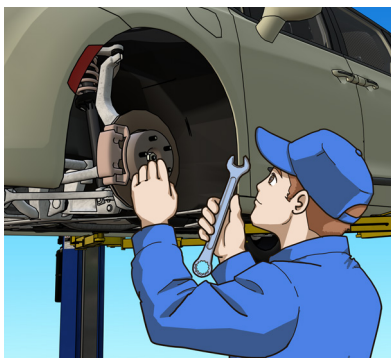
安心車検

認証(指定)工場の点検・整備付き車検

安全と信頼の証! 認証(指定)工場!



認証(指定)工場では分解整備の実施が国から認められた事を表す看板が掲げられています。



点検整備記録簿

定期点検用点検整備記録簿 (特定整備記録簿等)	
点検の結果及び整備の概要	
エンジン・駆動系	エンジン・駆動系
変速機	変速機
ブレーキ	ブレーキ
ステアリング	ステアリング
サスペンション	サスペンション
タイヤ	タイヤ
照明	照明
安全装置	安全装置
その他	その他

国家資格を取得したプロの整備士が在籍し、ブレーキなどの分解整備を含めた2年定期点検整備を実施し、点検整備記録簿に実施した点検と整備内容を記録します。

点検整備完了後にスムーズな車検!

定期点検整備を実施・完了したクルマを、お客様に代わって国の検査場に持ち込み、車検を受けます。

点検・整備を確実に実施しているので車検もスムーズです。

※指定工場の場合は自社で完成検査を実施します。

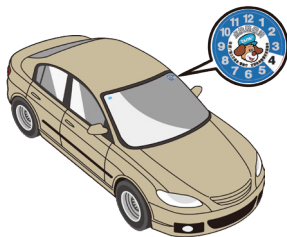
整備保証付きの点検整備で車検後も安心!

定期点検整備を実施したクルマには、フロントガラスの助手席側上方に点検整備済ステッカーが貼られます。※1

プロによる点検・整備で安全・安心!

しかも整備保証付き(自家用自動車: 6か月または1万kmまで)です。※2

※1 ※2 一部工場及び一部の自動車は除かれます。



入庫・点検

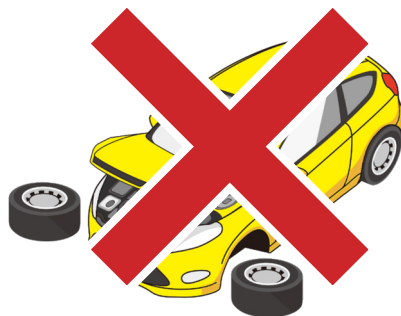
車検(検査)

その後のカーライフ

検査(車検手続き)のみの代行業者

その業者さん、認証看板ありますか?

国の認証を受けていないと、ブレーキなどの分解整備ができません。



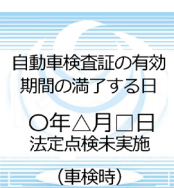
分解整備を行っていないため部品が消耗・劣化していることを発見できないなどのリスクが潜んでいるかもしれません。

検査不合格の場合は?

点検整備が実施されていないため、車検の際に不具合が発覚し、整備をしなければならない事もあります。

その場合、不具合箇所の整備をしてからの再検査となりますが、代行業者は分解整備を行えないため、認証工場に外注するなど、より多くの手間や費用が必要になる場合もあります。

点検整備ナシの車検で不安はない?



代行業者がクルマを国の検査場に持ち込み、車検を受けます。

定期点検整備が実施されていない(記録簿がない)場合には、検査標章ウラ側下部に

「法定点検未実施(車検時)」と記載されます。

車検後の安全性は大丈夫?

検査に合格しても検査場ではブレーキなどの分解整備は行いません。

あくまで検査を受けた時点でのテストターなどによる機能検査のみです。

クルマの今後の走行安全性には疑問が残ります。



ちょっと深掘り
してみよう!!

定期点検

…って
ナニ?



1. 車検と定期点検の違いについて

車検とは…

クルマが公道を走行するにあたり、国が定めた基準にその時点で適合しているか確認するための「検査」です。
「検査」に合格しても、将来的な安全かつ快適な走行を保証するものではありません。



定期点検とは…

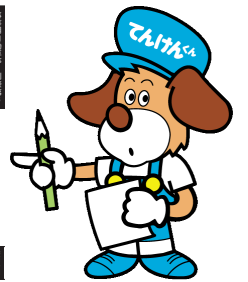
クルマを安全に使い続けるため、劣化や消耗した部品や交換が必要な部品がないかを確認するクルマの健康診断です。
交換が必要な部品や修理箇所の早期発見をする事で不具合の発生を予防し、キケンな状態を未然に防ぐ事ができます。

2. 定期点検ってどんなことをチェックしているの?

定期点検では以下のような様々な箇所を点検します。

- エンジン・ルーム … エンジン、ステアリングなど
- 室内 … ハンドル、ペダルなど
- 足廻り … サスペンション、ホイール、ブレーキなど
- 下廻り … エンジンオイル、ミッション、マフラなど
- 外廻り … フレーム、ボディなど
- 車載式故障診断装置 … OBDの診断など

車種	車台番号	点検整備日時	点検整備場所	点検整備者
普通自動車(大型)				
普通自動車(中型)				
普通自動車(小型)				
普通自動車(乗用)				
軽自動車				
小型四輪自動車				
小型二輪自動車				
大型特殊自動車				



3. 点検整備済みステッカーってどういうもの?

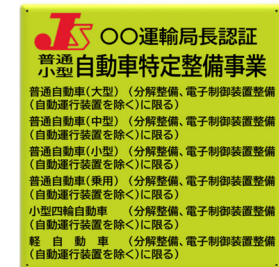
クルマのフロントガラス助手席上方に貼付されるこのステッカーは、法定点検整備が確実に実施された事を意味しています。
「点検整備済みステッカー」は、全部で4色あり1年ごと、**橙色**、**青色**、**赤色**、**緑色**を繰り返しています。



※ステッカー中央には次回定期点検を実施する予定の年(数字)が記載されています。(自家用乗用車は1年ごとの点検が必要)

4. 認証看板について

この看板が掲示されている整備工場は、国の認証を受けた整備工場です。
定期点検整備の際には、ブレーキなどの分解を伴う様々な箇所の点検を実施します。
大切なおクルマを安心しておまかせいただけます。



5. 検査標章について

車検合格後に、クルマのフロントガラスに貼付されるこのステッカー、オモテ面は次に車検を受ける予定の年と月が表示されています。
車検時に点検整備記録簿の提示がなかった等、定期点検整備の実施が確認出来なかった場合に、ウラ面に「法定点検未実施(車検時)」と記載されます。
定期点検整備が確実に実施されていれば、当該文言は記載されません。

